

議員提出議案第1号

柳井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び柳井市議会会議規則（平成17年柳井市議会規則第1号）第13条の規定により、提出いたします。

令和7年3月11日提出

提出者 柳井市議会議員

篠 脇 丈 毅

賛成者 柳井市議会議員

平岡 実千男

坂 井 徳

藤沢 宏 司

石 国 泰 照

柳井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、柳井市議会議員（以下「議員」という。）が柳井市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における柳井市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、同日に始まる会計年度における請負から適用する。

議員提出議案第2号

柳井市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び柳井市議会会議規則（平成17年柳井市議会規則第1号）第13条の規定により、提出いたします。

令和7年3月11日提出

提出者 柳井市議会議員

篠脇丈毅

賛成者 柳井市議会議員

平岡実千男

坂井徳

藤沢宏司

石国泰照

柳井市議会議長 山本達也様

柳井市議会委員会条例の一部を改正する条例

柳井市議会委員会条例（平成１７年柳井市条例第１７３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号中「建設経済水道常任委員会」を「建設経済常任委員会」に改め、「上下水道部」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に建設経済水道常任委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員である者は、改正後の条例に定める建設経済常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとし、その任期は旧委員会の委員の残任期間とする。

議員提出議案第3号

柳井市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び柳井市議会会議規則（平成17年柳井市議会規則第1号）第13条の規定により、提出いたします。

令和7年3月11日提出

提出者 柳井市議会議員

篠脇丈毅

賛成者 柳井市議会議員

平岡実千男

坂井 徳

藤沢 宏司

長岡 泰照

柳井市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

柳井市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１７年柳井市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「月額５，０００円」を「月額２万円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第５条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報・広聴費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費又は会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

別記様式の（その２）中

「

広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		

を

」

「

広報・広聴費		
要請・陳情活動費		

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。